

意見募集要領

1 意見募集対象

消費者保護ルールの在り方に関する検討会報告書 2024（案）に対する意見募集

2 意見募集の趣旨・目的・背景

消費者保護ルールの在り方に関する検討会（主査：新美育文 明治大学 名誉教授）では、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）の消費者保護ルールについて不断の検証・見直しを行っています。

同検討会において、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 6 号）の施行状況と評価、オンライン契約における消費者保護の在り方、代理店に対する指導等措置義務の履行状況等について精力的に議論を重ねた結果、今般、一定の方向性が得られたことから本報告書（案）をとりまとめましたので、本案について広く意見を募集します。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）(<https://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<https://www.soumu.go.jp/>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（３）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：denki.jigyousyogyo_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課

消費者契約適正化推進室 宛て

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

（３）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課

消費者契約適正化推進室 宛て

5 意見募集期間

令和 6 年 6 月 29 日（土）から同年 7 月 29 日（月）まで（必着）

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課消費者契約適正化推進室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の

氏名は公表しません。)

- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見公募対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

8. 連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課消費者契約適正化推進室

担 当：佐藤課長補佐、野中係長、千葉官

電 話：03-5253-5488

電子メールアドレス：denkijigyou-syougyou_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「_atmark_」を「@」に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課消費者契約適正化推進室 あて

郵便番号

（ふりがな）

住所（所在地）

（ふりがな）

氏名（法人又は団体名等）（注１）

電話番号

電子メールアドレス

「消費者保護ルールの在り方に関する検討会報告書 2024（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注１ 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注２ 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見